

17 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2015年12月22日

委員長

請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

この中で、特に討論を必要とする請願があるか。御意見を願います。

村岡委員

議請第19号に対して討論を認めていただきたい。これまでも請願に対する討論についてはこの場でお話ししたが、請願の賛否を本会議の場で県民に明らかにすることは必要なことである。また、議員提案の議案提出の権利と、県民が与えられている請願権は性質が違うということからも請願に対する討論を認めていただきたい。加えて、この議請第19号は正に埼玉県の子どもたちに関わるものであり、また、県に対しての要望でもあるので、極めて重要なものだと考えている。

したがって、是非、委員の皆様には、請願に対する討論を認めていただきたい。

小島委員

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。毎回述べさせていただいているが、議案提出には8人以上を必要とするのに対し、請願は紹介議員1人でもよく、どんな請願でも本会議での討論を認めることは、議案提出権とのバランスを欠くことになるからである。

今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないと考える。御賛同

を願います。

菅委員

議請第21号に対する討論を求め。御案内のとおり、安保法制については国民的な関心事であるし、様々な意見がある状況でもある。それを議会として発言をしないというのは、県民に対する説明責任を果たしていないということになってしまうと思う。したがって、討論を強く求めるものである。

委員長

ほかに発言はあるか。

<なし>

委員長

それでは、議論が尽くされたようなので、議請第19号及び議請第21号の討論を行うことの可否について、採決することによいか。

<了承>

委員長

これより、採決する。

なお、議会運営委員会内規により、委員外議員は採決に加わることができないので、念のため申し上げます。

議請第19号及び議請第21号について討論を行うことに賛成の委員の起立を求め。

(起立少数)

委員長

起立少数である。よって、討論は行わないこ

とに決定した。

委員長

6 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料2の案のとおり決定することに、御異議ないか。

<異議なし>

委員長

御異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

委員長

7 意見書・決議案についてだが、去る12月10日(木)(一般質問中日)までに、各会派から提出された意見書・決議案の柱16件(意見書14件、決議2件)について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料3の一覧表のとおり、共同提案4件(意見書4件)となったので、御了承願う。

<了承>

委員長

なお、企画財政委員会の委員から、意見書1件を提案したい旨の報告があったので、御報告申し上げます。

委員長

また、その他の2件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書1件、決議1件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、御報告申し上げます。

小島委員

ただ今、委員長から意見書・決議の調整結果

について報告されたところだが、急きょ、この場をお借りして、決議について御提案させていただきたいと考えている。決議の素案をお配りして、御説明させていただきたいと存じる。委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いする。

委員長

それでは、自民の素案を事務局に配布させる。

<事務局が資料を配布>

委員長

それでは、説明をお願いする。

小島委員

平成27年2月定例会において、企業局が実施する「県北・秩父地域振興施設の整備事業」及び「緑ゆたかなメモリアルガーデン事業」は、平成27年度地域整備事業会計予算に計上され、予算自体は成立したが、予算特別委員会において、県が事業を実施する必要性などを十分検討するよう、附帯決議が可決されている。

このような中、本定例会において開催された産業労働企業委員会では、企業局から、状況の変化や詳細な調査の結果、両事業とも今回は実施しない旨の説明があった。

2月定例会から1年もたたないうちに判断が変わるという事実からは、そもそも事業の必要性などについて、十分な検討がなされておらず、県が無駄に事業を展開していたと言わざるを得ない。

既に調査には予算が使われている。我が会派としては、限られた予算を有効に活用するためにも、企業局の事業内容について精査するとともに、条例で規定されている事業範囲について

見直すべき、との考えに至ったところである。

そこで、「公営企業の事業範囲の見直しを求める決議」を急ぎよ、件名に追加していただくことについて、御配慮願いたいと考えている。

決議については、開会日の議会運営委員会において、一般質問中日・12月10日までに件名を、一般質問最終日・12月14日までに案文を提出することが確認されていることは承知しているが、常任委員会の進行等の関係もあり、このような急な提案となったことについて、各会派におかれては御理解をいただきたいと考えているので、よろしく願います。

委員長

ただ今の件については、何か御意見はあるか。

村岡委員

通例の手続外で提出する旨の説明があったが、埼玉県議会における運用規程等に照らして、こうした提出の仕方は特段差し支えないということで受け止めてよいのか。また、小島委員にお聞きしたいが、条例で規定されている事業範囲について見直しを強く求めるとあるが、この事業範囲の見直しとはどういうことをイメージしているのか。2月定例会で範囲を広げた関係だと思うが、その説明をお願いしたい。

委員長

手続上の問題についてだが、急施を要するもの等でこうした取扱いをした例はある。

小島委員

議会において、公営企業における事業範囲を広げられる旨の条例改正が可決している。しか

し、この条例改正は今回の事業見直しを見ても必要ないのではないかという趣旨から、条例改正した内容を改正以前に戻してもらいたいということである。

委員長

ほかに発言はあるか。

<なし>

委員長

それでは、ただ今、自民から提案のあった「公営企業の事業範囲の見直しを求める決議」案については、追加することによいか。

<了承>

委員長

また、案文及び提案者の確認等については、ほかの議員提出議案と同様に、今後の議運で御確認いただくことでよいか。

<了承>

委員長

8 予算特別委員会についてだが、去る12月14日(月)の議運において、お手元の資料4「埼玉県議会予算特別委員会設置要綱(案)」のとおり、予算特別委員会を設置することで御決定いただいたが、このことについて、本日の本会議において、委員長報告終了後に、議長発議により、起立採決でお諮りすることによいか。

<了承>

菅委員

予算特別委員会の起立採決についてだが、賛否が分かれることが予想されているので、是非この件に関しては討論をさせていただきたい。

小島委員

議案、請願、動議等議会としての意思を決定する案件について討論をしているが、その他について討論をした例はない。議決の対象として諮るもの全てに討論ができるとすると、今後、逐一討論の有無を確認することになり、議事進行に支障を来すおそれがあると考えられる。

特別委員会の設置に関する件は、議会内部の手続きであり、討論を認める必要はないと思われる。

菅原委員

特段の規定がない限り、議決する内容について討論することは認められていると解されている。是非討論をさせていただきたい。

村岡委員

菅原委員の提案に賛成する。この案件については、明確に賛成、反対が分かれているし、しかもそれを決着する際においては、具体的な時間等が示された新たな案を会派に持ち帰りたい旨の要望も認められずに、採決されたということもあった。加えて、予算特別委員会の設置そのものは皆さんが了解しているところであるが、その中身について十分な協議がなされたとは言い難いのは事実である。したがって、本会議で、それぞれの立場で意見を述べることは、県民に対する責任だと思っている。そういう意味で、討論は必要であるということから、討論を認めていただきたい。

菅委員

本件については、議会の権能に関わる重要な内容である。この間の議論が短時間で済まされてしまっているということもあり、公の場所で十分に議論をすること自体が不足しているので、討論を求めるものである。

委員長

ほかに発言はあるか。

<なし>

委員長

それでは、議論が尽くされたようなので、要綱(案)のとおり予算特別委員会を設置することについて討論を行うことの可否について、採決することによいか。

<了承>

委員長

これより、採決する。なお、議会運営委員会内規により、委員外議員は採決に加わることができないので、念のため申し上げる。要綱(案)のとおり予算特別委員会を設置することについて討論を行うことに賛成の委員の起立を求める。(起立少数)

委員長

起立少数である。

よって、討論は行わないことに決定した。